

令和2度 医療的ケア児等支援社会資源現況調査（案）について

目的

令和元年度に医療的ケア児者実態調査を実施し、当事者の状況・ニーズを把握することとしているが、医療的ケア児者に対する現実的かつ有効な施策を検討するためには、支援する側の体制（社会資源）の現状についても把握する必要があることから、医療的ケア児者支援関連事業者（医療機関（小児科標榜）、訪問看護、重度訪問介護、医療型障害児短期入所、福祉型障害児短期入所、日中一時支援、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス他）に対し、医療的ケア児者の受入状況や受け入れに対する課題等の項目について調査する。

（1）調査内容

ア 医療的ケア児への対応状況

- 基本情報（サービスの種類、定員、送迎、予約時期等）
- 受入についての制限の状況（年齢、医療的ケアの内容、新規利用・緊急利用の可否等）

イ 医療的ケア児受入にあたっての課題

- 人材養成、人材確保
- 病院、在宅療養診療所、訪問看護等医療機関との連携
- 相談支援専門員との連携
- 事業所の構造上の課題（バリアフリー）
- 吸引器等医療的ケア備品の設備がない

（2）調査対象（対象機関）

医療機関（小児科標榜）、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所

（3）医療的ケア児者の定義

愛知県内に住所を有して在宅で生活しており、日常生活を営むのに医療的ケアを必要とする者のうち、調査時点に下記の医療・支援・サービス等を提供されている者。但し、40歳未満を調査対象とする。

- 診療報酬、障害者総合支援法及び児童福祉法上に定める超重症児（者）の判定スコア等に示されている項目のうち、次の医療的ケアを必要とする児者

人工呼吸器管理、気管切開、鼻咽頭エアウェイ、酸素吸入、たんの吸引、ネブライザー、中心静脈栄養（IVH）、経管栄養（胃ろう、腸ろう・腸管栄養、経鼻）、腹膜透析、導尿、人工肛門

医療機関においては、診療報酬上の在宅療養指導管理料の加算算定者（診療報酬項目 C102～C119、C108-2 を除く）

（4）調査方法

医療機関、訪問看護ステーションへは調査票を郵送により送付。障害福祉サービス事業所はメールリストによるメール送付若しくは市町村障害福祉担当課経由によるメール送付を行う。郵送分は受取人払いにより返信。（県ホームページ上から回答様式をダウンロードし、メールによる回答も可）メール送付分は折り返し県メールアドレス宛、返信。